

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年1月26日

県立延岡病院長 寺尾 公成

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名：県立延岡病院産業廃棄物処理業務
- (2) 業務内容等：仕様書のとおり
- (3) 契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所：県立延岡病院（延岡市新小路2丁目1番地10）

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年1月26日告示第93号。以下「要綱」という。)第4条に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録された者で、業種が「サービス業」で営業種目が「廃棄物処理」であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 委託業務に係る法令上の許可を取得済みであり、委託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
宮崎県立延岡病院 医事・経営企画課 財務担当  
〒882-0835宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10
- (2) 期間  
令和6年1月26日から令和6年2月9日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所  
宮崎県立延岡病院 医事・経営企画課 財務担当  
〒882-0835宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10
- (2) 期間  
令和6年1月26日から令和6年2月9日まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和6年2月9日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

## 6 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別紙様式3)を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所：宮崎県立延岡病院 医事・経営企画課 財務担当
- (2) 提出期限：令和6年2月16日午後5時まで
- (3) 提出方法：持参又は送付(郵便にあつては、書留郵便に限る)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知：令和6年2月22日までに通知する。

## 7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所  
宮崎県立延岡病院 2階 地域医療センター
- (2) 日時  
令和6年3月18日 午後1時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年3月31日病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

## 9 入札方法

入札金額は、各廃棄物ごとに単価を算出し、契約期間全体の処理料金を記載すること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 入札の無効に関する事項

病院局財務規程(平成18年3月31日病院局企業管理規程第15号)第107条のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行なった者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立延岡病院 医事・経営企画課 財務担当

電話番号：0982-32-6781

13 その他

(1) この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

(2) 本件入札は、その契約に係る予算が議決となり、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

(3) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが管理運営している電子マニフェストシステム（JWNET）での運用が可能であること。